

育児休業・給付制度が変わりました！

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から、育児休業の2回までの分割と、産後パパ育休(出生時育児休業)の制度が施行されました。さらに、令和6年5月、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、主に育児中の労働者が様々な配慮を受けられるよう、事業主への勧告がされました。



1. 育児休業の分割取得(令和4年10月～)

- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになりました。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されるようになりました。
- 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合(延長交替)は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各機関において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます。

回数制限の例外事由

- (1) 別の子の産前産後休業、育児休業、他の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合。
- (2) 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷、婚姻の解消等でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合。
- (3) 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合。
- (4) 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われない場合。

● 新制度のイメージ

◆マークは新制度です

	出生～	8週～	1歳～	1歳半～2歳
				
	育休 ◆ 育休 ◆	育休 育休 ◆	育休	育休
	産休	育休 育休 ◆	育休 ◆	育休 ◆
	産後パパ育休新設 計4週を分割して 2回まで取得できる。	育児休業 夫婦ともに分割して 2回取得できる。	1歳以降の育児休業 夫婦が育休を途中交代できるように。 (保育所に入れない場合など)	

2. 柔軟な働き方のための措置等の義務化 (令和7年10月1日施行予定)

義務化すること

- 3歳以上、就学前の児を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置。
- 事業主が以下の選択肢より選択した措置について、労働者に周知・意向確認の措置。

＜選択肢＞

(1)始業時刻などの変更 (2)テレワークなど(10日/月) (3)保育施設の設置運営など
(4)新たな休暇の付与(10日/年) (5)短時間勤務制度 ※(2)と(4)は原則時間単位で取得可
以上の中から2つ以上の制度を選択して措置する必要があります。(各選択肢の詳細は省令等)

- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・個別通知・意向確認の方法は、省令より、面談や書面交付等とされる予定です。

3. 時間外労働の制限 (免除)の対象が拡大 (令和7年4月1日施行)

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば時間外労働・残業の制限・免除を受けることが可能

改正後

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

4. 育児の為のテレワーク導入が努力義務に (令和7年4月1日施行)

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されました。

5. 子の看護休暇が見直されます (令和7年4月1日施行)

改正前

【名称】
「子の看護休暇」
【対象範囲】
小学校就学の始期に達するまで
【取得自由】
・病気・けが・予防接種・健康診断
【除外されるケース】
(1)雇用期間が6か月未満
(2)週2日以下の勤務

改正後

【名称】
「子の看護等休暇」
【対象範囲】
小学校3年生終了までに延長
【取得自由】(※詳細は省令)
・感染症に伴う学級閉鎖等
・入園(入学)式、卒園式 を追加
【除外されるケース】
(1)を除外し、(2)のみに